

平成28年5月19日

まちづくり委員会資料

所管事務報告

簡易宿所火災事故への対応について

- | | |
|-----|------------------|
| 資料1 | 簡易宿所火災事故への対応について |
| 資料2 | 宿泊者等の状況 |
| 資料3 | 是正指導の状況 |

まちづくり局

(1) 火災直後の対応等

平成27年 5月17日 火災事故発生
 5月18日～ 被災された方への生活保護費再支給・見舞金支給
 5月19日～22日
 火災事故類似施設49棟への3局(まちづくり局、消防局、健康福祉局) 合同特別立入検査

(2) 川崎市簡易宿所火災事故対策会議

■会議の設置

- 設置目的等 火災事故への対応方針、関係部局の情報共有のあり方の検討等
- 設置日 平成27年5月26日

■会議開催経過

- 第1回(平成27年 5月26日(火))
 - ・主な内容 今後の対策の内容についての確認
- 第2回(平成27年 6月 9日(火))
 - ・主な内容 第1回会議で確認した対策の内容についての進捗等の確認
- 第3回(平成27年 7月 9日(木))
 - ・主な内容 建築基準法適合性の判定結果及び結果に基づく建築基準法、消防法及び旅館業法の違反に対する3局合同による総合的な是正指導方針の確認
- 第4回(平成27年11月13日(金))
 - ・主な内容 違反是正指導、利用者の状況等の確認
- 第5回(平成28年 5月16日(月))
 - ・主な内容 違反是正指導、利用者の状況等の確認

- ① 被災された方々に対する継続的な支援
- ② 法令等にとられない早急な対応
- ③ 違反建築物の早期の特定
- ④ 関係部署の連携

(3) 火災事故対策会議の検討結果等に基づく主な対応状況

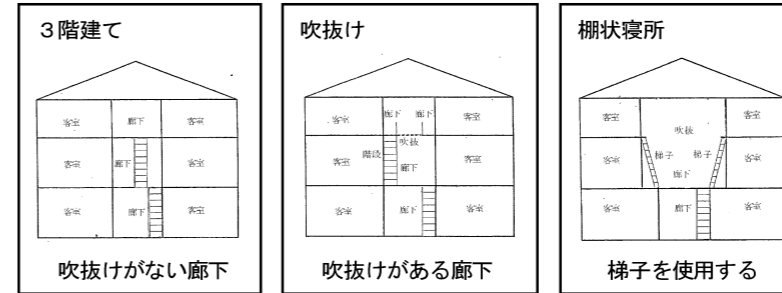
① 被災された方々に対する継続的な支援

・平成27年 5月18日～ 事故発生直後からの見舞金の支給、生活保護費の再支給等 ⇒ 対応済

② 法令等にとられない早急な対応

・平成27年 6月 2日～ 安全性の確認がとれない施設
 35棟に対する3層以上部分の使用停止要請
 ⇒ 継続対応中

簡易宿所の代表的なパターン(木造で3層を有するもの)



3階(層)以上の宿泊者の人数
 H27.6.2: 278名
 H28.4.25時点: 67名
 3階(層)以上からの移動が完了した施設
 H28.4.25時点: 27棟(35棟中)

・平成27年 9月 1日～ 宿泊者に対する転居支援
 川崎市居住安定化支援事業(平成27年度補正予算により実施)等
 ⇒ 継続対応中

生活保護受給者の民間賃貸住宅等への転居人数: 206名
 簡易宿所を利用している生活保護受給者: 899名
 (H28.4.28時点)

③ 違反建築物の早期の特定

・平成27年 7月 9日 建築基準法違反の特定(24件)
 ・平成27年 7月13日～ 建築基準法、消防法、旅館業法の違反者に対する通知・命令等に基づく3局連携による是正指導
 ⇒ 継続対応中

違反件数及び是正件数 H28.4.30時点
 建築基準法違反: 24件(うち是正件数: 11件)
 消防法違反: 23件(うち是正件数: 8件)
 旅館業法違反: 20件(うち是正件数: 6件)
 ※違反事項が重複する件数を含む
 いずれかの法令に違反している施設:
 36棟(うち全て是正済の棟数: 8棟)

④ 関係部署の連携

・平成27年 6月10日～ 機能不全となっていた「建築物及び建築物の使用に関する違反防止連絡協議会」の廃止、及び庁内連携強化のための新たな「建築物及び建築物の使用に関する違反防止対策協議会」の設置(これまでに5回開催) ⇒ 継続対応中

⑤ その他

・平成27年10月 1日施行 川崎市建築基準法施行細則を一部改正し、定期報告の対象建築物に簡易宿所を追加。これにより、一定規模以上の簡易宿所についても年1回の報告を義務付け

(4) 今後の対応等

○違反是正指導について

- ・火災事故の再発防止や違反是正状況の確認などのため、火災直後に立入調査を実施した類似施設へ、まちづくり局、消防局、健康福祉局の3局で連携して合同立入調査を5月下旬から順次実施する。
- ・上記の結果も踏まえ、是正計画における履行期限を定めるなど、より具体的な指導や法的な対応についても検討する。

○宿泊者等の状況について

- ・使用停止要請及び使用制限命令を行った物件合計35棟について、各施設への聞き取り調査を定期的に行い、3階(層)からの移動状況を確認し、引き続き3階(層)以上の宿泊者の転居を指導していく。
- ・生活保護受給者については、居住安定化支援事業により、民間住宅等への転居希望者を優先し、特に3階(層)以上からの転居支援を重点的に進める。
 また、本年7月の経過措置解除に伴う住宅扶助費の変更について、簡易宿所及び生活保護受給者への再度の周知徹底を行う。

宿泊者等の状況

1 聞き取り調査【平成28年4月25日】結果

《3階(層)以上の使用停止要請又は使用制限命令を行った35棟の状況》

(1) 宿泊者数

	1層	2層	3層以上	計
部屋数	340 (245)	659 (485)	656 (491)	1,655 (1,221)
宿泊者数【H28.4.25調査】 ※35棟中 34棟から回答	227名 (154名)	433名 (302名)	67名 (61名)	727名 (517名)

《参考》第4回会議報告時【H27.11.4調査】 ※35棟中 34棟から回答	284名 (205名)	484名 (340名)	125名 (100名)	893名 (645名)
---	----------------	----------------	----------------	----------------

《参考》使用停止要請前【H27.6.2】 ※当初要請対象32棟中 31棟から回答	213名	407名	278名	898名
---	------	------	------	------

※下段()内は建築基準法の耐火規定に違反の24棟での状況

(2) 3階(層)以上からの移動が完了した簡易宿所 27棟(前回報告時 15棟)

※建築基準法の耐火規定に違反の24棟では、19棟で3階(層)以上からの移動が完了している。(前回報告時は10棟)

2 簡易宿所からの転居支援について

(1) 生活保護受給者への対応

簡易宿所を利用している生活保護受給者の民間賃貸住宅等への転居の促進等を目的とした「川崎市居住安定化支援事業」を平成27年9月から開始しており、現在、民間賃貸住宅等への転居希望者を優先して支援を行っている。

(※簡易宿所全体での生活保護受給者(4月28日現在) 899名)

■実績等(平成28年4月末現在)

・民間賃貸住宅の転居済 206名

(2) 生活保護受給者以外の状況

3階(層)以上の使用停止要請または使用停止命令を行った35棟において、簡易宿所所有者等に対する現況の宿泊者の状況等の聞き取り調査を行っており、現在も生活保護受給者以外の宿泊者数名が3階(層)以上に宿泊している状況は確認しているが、これまで、民間賃貸住宅への転居希望等に関する相談等はない。引き続き調査等を継続していく。

是正指導の状況

1 指導状況

現在、所有者等に対して各法令の違反内容に応じた是正や措置について指導を行っている。また、指導にあたっては各法令の是正・措置にそれぞれ影響することも考慮し、所有者からの相談があった際には関係局で相談しながら進めている。併せて必要に応じて所有者等立会いのもと、各局連携して現場で是正・措置内容についての打合せを行うなどの対応も行っている。

各局の進捗状況については「建築物及び建築物の指導に関する違反防止対策協議会」において確認を行っている。

		違反件数	是正・措置の 計画提出件数	是正・措置の件数 (一部是正含む)
H28. 4. 30 時点	①建築基準法	24	22	11
	②消防法	23	20	8
	③旅館業法	20	13	6
H27. 11. 9 時点	①建築基準法	24	21	3
	②消防法	23	18	2
	③旅館業法	20	7	2

2 是正・措置の件数等について

(1) 是正・措置の内容について

① 建築基準法

- ・ 階段及び吹抜けの閉鎖 8 件
- ・ 建築物の解体（簡易宿所以外への建替） 2 件
- ・ 廃業 1 件

② 消防法

- ・ 階段及び吹抜けの閉鎖に伴う消防設備の設置 6 件
- ・ 建築物の解体 1 件
- ・ 廃業 1 件

③ 旅館業法

- ・ 基準に満たない施設設備の使用中止・一部改善等
（客室・洗面設備等） 5 件
- ・ 廃業 1 件

(2) 是正計画の主な内容

① 建築基準法

- ・ 宿泊者の移動が完了後、階段及び吹抜けの閉鎖を行う。

② 消防法

- ・ 宿泊者移動が完了後、階段及び吹抜けの閉鎖措置を行う。(その後必要となる消防設備の設置を指導する。)

③ 旅館業法

- ・ 3階宿泊者が移動し閉鎖工事完了後、客室が2室続いて空き次第順次改善する。
- ・ 客室面積基準に適合するよう具体的な改善策を施工業者等と検討中。